

別紙 3

介護施設内保育施設運営支援事業の補助基準額算定について

この事業の補助基準額及び対象経費は、以下の表により算出するものとする。

表 1

1 補 助 基 準 額	2 対 象 経 費								
各介護施設内保育施設につき 1 により算定した基本額と 2 により算定した加算額の合計額 1 基本額 [A型特例] (1 人×180,800 円×運営月数－保育料収入相当額) ×調整率 [A型] (2 人×180,800 円×運営月数－保育料収入相当額) ×調整率 [B型] (4 人×180,800 円×運営月数－保育料収入相当額) ×調整率 [B型特例] (6 人×180,800 円×運営月数－保育料収入相当額) ×調整率 (注 1) 保育料収入相当額とは、24,000 円に保育月数と保育児童数を乗じた金額の合計額とする。 (注 2) 調整率とは、介護施設内保育施設に係る設置者の負担能力指数が次の表の左欄の区分ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる数値とする。ただし、設置後 3 年を経過していない保育施設にあつては 1.0 とする。 <table border="1"> <tr> <th>負担能力指数</th><th>調整率</th></tr> <tr> <td>5 未満</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>5 以上 20 未満</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>20 以上</td><td>0.6</td></tr> </table>	負担能力指数	調整率	5 未満	1.0	5 以上 20 未満	0.8	20 以上	0.6	介護施設内保育所運営事業を行うために必要な次に掲げる経費 1 保育士等の職員の人件費（給料、職員手当等、共済費等） 2 委託料（内訳は上記 1 に該当するもの。）
負担能力指数	調整率								
5 未満	1.0								
5 以上 20 未満	0.8								
20 以上	0.6								

2 加算額 [24 時間保育を行っている施設] 23,410 円×運営日数 [病児等保育を行っている施設] 187,560 円×運営月数 [緊急一時保育を行っている施設] 20,720 円×運営日数 [児童保育を行っている施設] 10,670 円×運営日数 [休日保育を行っている施設] 11,630 円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日をいう。)	
--	--

表 2

種別	要件				
	保育児童数	保育士等 職員数	保育時間	保育料月額	設置及び運営
A型特例	1人以上 4人未満	2人以上	8時間以上	10,000円以上	児童福祉施設 最低基準(昭和 23年厚生省令 第63号)を尊 重しているこ と。
A型	4人以上	2人以上			
B型	10人以上	4人以上	10時間以上		
B型特例	30人以上	10人以上			